

広島市住民主体型生活支援訪問サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）第4条第1号ア（ウ）に規定する住民主体型生活支援訪問サービス（以下「住民主体型サービス」という。）の実施に関し必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 住民主体型サービスは、要支援者等の居宅において、主に住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援を提供することにより、要支援者等の居宅での自立生活の継続を図り、要介護状態への悪化を防止するとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要支援者等 総合事業実施要綱第5条第1項に規定する被保険者
- (2) 町内会・自治会 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（連合町内会等連合組織を含む。）をいう。
- (3) 地区（学区）社会福祉協議会 地区（学区）住民の生活の向上、福祉増進を図ることを目的として、地区内の町内会ほか各種団体によって構成された自主的団体（任意団体）をいう。
- (4) NPO法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の定めるところにより設立された法人をいう。
- (5) 老人クラブ 60歳以上の者を会員とし、豊かな知識と経験を生かして地域社会における諸活動に参加することにより、老後の生活を健全で豊かなものとし、生きがいを高めようという目的で結成された自主的な組織をいう。
- (6) 女性会 女性を会員とし、女性の教養、生活、地位の向上と地域福祉に寄与することを目的として地域に根ざした学習活動及び実践活動を行う団体をいう。
- (7) 協同労働団体 働く意欲のある人が集い、構成員全員が自ら出資して、人と地域に役立つ仕事に取り組む労働形態を採用する団体をいう。
- (8) ボランティア団体 自発的な意志に基づき、他人や社会に貢献する活動を行う法人格のない団体をいう。
- (9) ボランティアコーディネーター 住民主体型サービスを第5条に規定する利用者に提供するに当たり、次条第1項第4号に規定するサービス提供者と利用者の間を調整してサービス提供を実現するとともに、これに係る所要の事務を行う者をいう。

(実施団体)

第4条 住民主体型サービスの実施団体（以下「実施団体」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

- (1) 町内会・自治会、地区（学区）社会福祉協議会、NPO法人、老人クラブ、女性会、協同労働団体、ボランティア団体又はこれに類する団体であること。
- (2) 広島市内で活動していること。

- (3) ボランティアコーディネーターがいること。
 - (4) 利用者への住民主体型サービスの提供に従事する者（以下「サービス提供者」という。）がいること。
 - (5) 住民主体型サービスの実施に係る会計を担当する者がいること。
 - (6) 住民主体型サービスの利用相談等の窓口となる活動拠点を有していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項の要件を満たす団体及びその構成員が、次の各号のいずれかに該当するときは、実施団体としないものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同項第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - (3) 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - (4) 市税を滞納している団体

（利用者）

第5条 住民主体型サービスの利用者とは、広島市に居住している要支援者等のうち、総合事業実施要綱第4条第1号ウに規定するサービス（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）を受けただうえで、住民主体型サービスを利用することになった者をいう。

（サービスの種類）

- 第6条 実施団体は、住民主体型サービスとして、別表に掲げるサービスの全部又は一部を提供する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービスを提供できない。
- (1) 営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等を利する場合
 - (2) その他市長が適当でないと認める場合

（利用者負担額等）

- 第7条 実施団体は、提供するサービスの種類ごとに、利用1回当たりの提供時間に係る利用者負担額を定めるとともに、これを公表しなければならない。
- 2 利用者負担額は、実施団体が利用者から直接徴収するものとする。
- 3 実施団体は、利用者負担額を徴収したときには、住民主体型サービス利用料領収書（第1号様式）に提供した住民主体型サービスの種類を明示した上で、これを利用者へに交付するものとする。
- 4 実施団体は、利用者負担額の外に、利用者からサービスの提供に要した実費を徴収することができる。

（実施方法）

- 第8条 実施団体は、利用者の介護予防ケアマネジメントを実施した地域包括支援センターからの依頼に基づき、当該実施団体に属するボランティアコーディネーターにおいて、利用者へ提供される住民主体型サービスの提供開始時期等の調整を行った上で、サービスの提供を開始する。
- 2 実施団体は、利用者との住民主体型サービスの提供に係る調整結果に関し、住民主体型サービス依頼受付票（第2号様式）を作成し、当該利用者の介護予防ケアマネジメントを実施した地域

包括支援センターに情報提供を行うものとする。

- 3 実施団体は、利用者に住民主体型サービスを提供した場合は、その都度住民主体型サービス提供報告書（第3号様式）を作成し、利用者から署名又は押印による確認を受けるものとする。なお、当該報告書は、サービス提供を行った日の属する会計年度の終了後、5年間、これを保存するものとする。
- 4 実施団体は、住民主体型サービスの提供状況について、市長に毎月報告するものとする。
- 5 実施団体は、利用者へのサービス提供等を通じて、利用者の身体状況等に顕著な変化があることを把握した場合及び利用者からサービス提供の終了について相談があった場合は、当該利用者の介護予防ケアマネジメントを実施した地域包括支援センターに連絡し、サービスの提供に関する指示を受けるものとする。
- 6 実施団体は、要支援者等からの住民主体型サービスの利用に係る相談を受けた場合は、当該要支援者等の同意を得たうえで、地域包括支援センターへ当該要支援者等の情報を提供し、介護予防ケアマネジメントを受けさせるなど、必要な支援を行うものとする。

（活動区域）

第9条 実施団体の活動区域は、町内会・自治会の活動区域を最小単位とし、最小単位以上の区域を活動範囲としなければならない。

（実施団体の義務）

- 第10条 実施団体は、サービスを提供するに当たり、次の各号に掲げる対策等を定めるとともに、ボランティアコーディネーター及びサービス提供者（以下「従事者」という。）に周知しなければならない。
- (1) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策（インフルエンザ等の感染症予防及びまん延防止に関する対策を含む。）
 - (2) 従事者及び従事者であった者が本事業への活動に従事する上で知り得た利用者及びその家族の情報について正当な理由なく漏らすことを防止するための対策
 - (3) 事故発生時の対応策、関係機関への連絡体制及び対応経過の記録
- 2 実施団体は、サービスを提供するに当たり、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
- (1) 団体の会則及び活動規約を定めること。
 - (2) 本事業の活動に関し、傷害保険及び賠償責任保険へ加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。ただし、別表第2号コのサービス（以下「送迎サービス」という。）の提供に要する自動車損害賠償責任保険及び任意保険については、送迎サービスの用に供する車両を所有するサービス提供者が負担するものとする。
 - (3) ボランティアコーディネーター及びサービス提供者の衛生管理に必要となる消耗品及び備品を備えること。
 - (4) 本事業の実施に係る経費を専用で管理する出納簿を備えること。
- 3 実施団体は、やむを得ない事情によりサービスの提供を廃止又は休止しようとするときは、その廃止又は休止する日の一月前までに、廃止・休止届出書（第4号様式）により、市長に届出なければならない。また、実施団体は、利用者に必要なサービスが継続的に提供されるよう、当該利用者の介護予防ケアマネジメントを実施した地域包括支援センターその他関係者との連絡調整を行わなければならない。
- 4 実施団体は、サービスの提供を再開するときは、再開届出書（第5号様式）により、市長に届

出なければならない。なお、休止の日から1年以内にサービスの提供を再開できないときは、サービス提供の廃止について廃止・休止届出書（第4号様式）により、市長に届出なければならない。

（費用の補助）

第11条 市長は、実施団体がサービスの提供に要した費用のうち、以下の各号に掲げる目的に充当した費用の一部又は全部を補助する。

- (1) 本サービスの実施に係る運営費
 - (2) ボランティアコーディネーターへの謝礼金
- 2 前項第1号に係る補助金の額は、実施団体につき、1年度当たり100,000円を限度とする。
- 3 第1項第2号に係る補助金の額は、実施団体に属するボランティアコーディネーターが本サービスに係る活動を行った日につき、ボランティアコーディネーターの数に関わらず、1日当たり1,000円を限度とする。

（実施団体の選定）

第12条 実施団体は、広く一般から募集し、選定する。

- 2 実施団体が次の各号に該当するときは、前項の選定を取り消すものとする。
- (1) 総合事業実施要綱及び本要綱に定める規定に違反したとき。
 - (2) 第10条第3項又は第4項により、サービス提供の廃止について届け出たとき。

（立入検査等）

第13条 市長は、本サービスの提供に関し必要があると認めるときは、実施団体若しくは実施団体のボランティアコーディネーター又はサービス提供者であった者（以下「実施団体等」という。）に対し、サービス提供に関する報告を求め、又は当該職員にその事務所等に立ち入り、サービス提供内容に係る書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 市長は、前項の検査により市が定める規定に適合しないと認めるときは、当該実施団体に対し、期限を定めてこれに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 市長は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた実施団体が前項の期限内にこれに従わなかったときは、実施団体の選定を取り消し、補助金を返還させることができる。

（委任規定）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日において、住民主体による訪問型生活支援モデル事業補助金交付要綱を廃止する要綱（広島市社会福祉協議会要綱平成29年4月1日制定）による廃止前の住民主体による訪問型生活支援モデル事業補助金交付要綱（広島市社会福祉協議会平成28年7月1日制定）第17条第1項に規定する補助決定団体は、この要綱の施行の日以降において、第12条第1項の規定により選定した実施団体とみなす。

別表（第6条関係）

- (1) 総合事業実施要綱第4条第1項第1号ア（イ）で規定する生活援助特化型訪問サービスで提供する「生活援助」に相当するもの
- ア 掃除
居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し
 - イ 洗濯
洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥（物干し）、洗濯物の取り入れと収納、アイロンがけ
 - ウ ベッドメイク
利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
 - エ 衣類の整理・被服の補修
夏・冬物等の入れ替え等、ボタン付け、破れの補修等
 - オ 一般的な調理・配下膳
一般的な調理、配膳、後片付けのみ
 - カ 買い物・薬の受け取り
日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）、薬の受け取り
- (2) 総合事業実施要綱第4条第1項第1号ア（イ）で規定する生活援助特化型訪問サービスで提供する「生活援助」の範囲に含まれないが、居宅での自立生活の継続の観点から住民主体型サービスとして提供することが適当であるもの（ただし、実施に当たり専門的な器具・資格等を要するもの、多額の経費を要するもの及び膨大な手間がかかりサービス提供者に過度の負担のかかるものを除く。）
- ア 草むしり、花木の水やり、植木の剪定等の園芸
 - イ 犬の散歩等ペットの世話
 - ウ 家具・電気器具等の組み立て・移動・修繕・模様替え
 - エ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
 - オ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
 - カ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理
 - キ 書類・郵便物等の確認、手続きの助言
 - ク 新聞、書類等の代読、パソコン操作
 - ケ 散歩・買い物等外出時の付き添い
 - コ 無償により自家用車を使用して行う送迎
- (3) その他市長が必要と認めるサービス